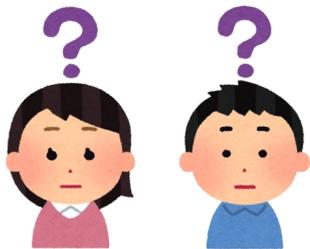


元号変更に伴うシステム修正なら条件によっては修繕費！

元号が変わり2カ月が経とうとしておりますが、新元号「令和」には慣れましたでしょうか？元号の変更が理由でシステムの修正を行う場合、その以前の機能を維持したままであれば「修繕費」として認められます。具体的には「修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当する時はその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する時は資本的支出に該当する」となっているため、システム修正の際に新たな機能の追加、機能の向上等を行った場合は、その部分は「資本的支出」となります。



※資本的支出とは？

使用可能年数の延長、資産価値の増加を伴う支出の事を言います。資本的支出は資産とされるため、減価償却を通じて費用化しますが、資本的支出をした当年に費用化できない場合があるので注意が必要です。

自家消費した棚卸資産の所得税、消費税の取扱いとは？

自家消費とは家事消費とも呼ばれていますが、棚卸商品を本来の営利目的以外で消費することをいいます。例を挙げればきりがありませんが、自分の店で売っている物を自宅に使ったり、飲食店であれば売れ残った食材を料理して自分で食べたりといった、自分の店の商品を自宅で消費することや家族や知人に譲ったりした場合に、自家消費として扱われます。

では、自家消費をした場合、法律上の取扱いはどのようになっているのでしょうか？「消費税法上」と「所得税法上」違いから確認していきたいと思います。



所得税法上の取扱い

通常の販売価格の70%相当額（仕入価格以上）を記帳の上、同額を事業所得の計算上総収入金額に算入し、所得税の確定申告をしなくてはならない。

※所得税基本通達より

消費税法上の取扱い

家事消費した棚卸資産の仕入価格以上の金額、かつ、通常他に販売する価格の50%相当金額以上の金額を課税売上として消費税の確定申告をする。

※消費税法基本通達10-1-20

少し分かりにくいので、仕入値が40円、販売価格100円の商品を例に考えてみると、所得税法上は、販売価格100円の商品を自家消費した場合70円（販売価格の70%）を売上計上しなくてはなりません。しかし、消費税法上では50円（販売価格の50%）を課税売上として計算しても良いとしています。つまり、消費税を計算する上では所得税法上の売上金額である70円ではなく50円で計算することが可能であるため、消費税が安くなる場合があるという事です。